

# 小金井市グリーン購入ガイドライン

- グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品等」という。）を優先的に購入することです。
- このグリーン購入ガイドラインは、環境物品等の調達を推進するための基準となる対象品目及び判断の基準を示すもので、国及び東京都のガイドラインにもとづいて作成しています。市が率先してグリーン購入を一層推進するため、本ガイドラインにもとづいて環境物品等を購入します。
- 実際に購入する際には、「環境省グリーン購入法. n e t」や市が会員になっている「グリーン購入ネットワーク」のエコ商品ねっと等のホームページも参考に物品の選定に役立ててください。

- 1 用紙
- 2 文具・事務用品
- 3 文書保存箱
- 4 機器類
- 5 O A機器
- 6 照明
- 7 自動車
- 8 制服・作業着・作業手袋
- 9 寝装寝具
- 10 納入印刷物
- 11 衛生用品
- 12 ごみ袋等
- 13 参考
  - (1) 環境ラベル
  - (2) 低排出ガスステッカー

1 用紙

特定調達品目	判断基準	配慮事項
複写機（コピー） 用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合評価値 80 ポイント以上 （総合評価値は外箱や包装紙に記載されています。）</li> <li>●バージンパルプの合法性の担保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>●古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</li> <li>●バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</li> </ul> <p>また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合評価値 80 ポイント以上</li> <li>●バージンパルプの合法性の担保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>●総合評価値がより高いものであること。</li> <li>●古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</li> <li>●バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</li> </ul> <p>また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

<p>トイレットペーパー ティッシュペーパー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ配合率100%であること。</li> <li>●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トイレットペーパーにあつては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。</li> <li>●製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> <li>●製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
<p>OA用紙（フォーム用紙等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ配合率 70%以上</li> <li>●白色度 70%程度以下</li> <li>●バージンパルプの合法性の担保</li> <li>●塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m<sup>2</sup>以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>●古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</li> <li>●バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</li> <li>また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</li> </ul>

平成19年10月19日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

平成25年 4月15日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正

## 2 文具・事務用品

### ◆判断基準の共通取扱事項

次のいずれかの要件を満たすこと。

① 文具類共通基準\*又は個別基準を満たすこと。

\*主要材料に木質又は紙が含まれる場合（古紙パルプ配合率 100%品を除く）は、合法性の確認が必要

② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### ※文具類共通基準

##### 【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】

- プラスチック重量比で再生プラスチック配合率 40%以上（ポストコンシューマ材料は 20%以上）又はバイオマスプラスチックを使用

##### 【金属を除く主要材料が木質の場合】

- 間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用。

##### 【金属を除く主要材料が紙の場合】

- 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 50%以上
- バージンパルプの合法性の担保

##### 【大部分の材料が金属類の場合】

- 原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化
- 異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）

#### 【共通基準が適用される品目】

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレイ、消しゴム、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、事務用修正具（液状）、製本テープ、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OA クリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）、のり（澱粉のり）（補充用を含む。）、のり（固形）（補充用を含む。）、のり（テープ）、ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。）、クリアーホルダー及びクリアーファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム（台紙を含む。）、カードケース、パンチラベル、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ

一、額縁、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む。）

【個別基準が適用される品目及び個別基準、判断基準】

特定調達品目	個別基準・判断基準	配慮事項
〔筆記具〕		製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ボールペン	共通基準に加え、芯が交換できること	
〔テープ類〕		
セロハンテープ	古紙パルプを配合していること（巻き芯）	
布粘着テープ	テープ基材については再生プラスチックが40%以上使用又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること	
〔紙製品〕		
封筒	古紙パルプ配合率40%以上	
ノート	古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上	
付箋	紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上	
インデックス	紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上	
プリンターラベル	ラベル、剥離紙に再生紙使用（古紙パルプ配合率70%以上）	
画用紙	古紙パルプ配合率70%以上	
色画用紙	古紙パルプが配合されているもの	
原稿用紙	古紙パルプ配合率70%以上	
板目紙	古紙パルプ配合率70%以上	
模造紙	古紙パルプ配合率70%以上	

〔ファイル類（クリアフォルダー及びクリアファイルを除く）〕	
フラットファイル	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は 35%以上）</li> <li>※いずれもプラスチック重量比</li> </ul> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</li> </ul>
パイプ式ファイル	表紙芯材の古紙パルプ配合率 70%以上、とじ具が分離可能
チューブファイル	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は 35%以上）</li> <li>※いずれもプラスチック重量比</li> </ul> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</li> </ul>
ガバットファイル	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は 35%以上）</li> <li>※いずれもプラスチック重量比</li> </ul> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</li> </ul>
ボックスファイル	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は 35%以上）</li> <li>※いずれもプラスチック重量比</li> </ul> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</li> </ul>

カットフォルダー	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上) ※いずれもプラスチック重量比</p> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <p>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</p>
個別フォルダー	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上) ※いずれもプラスチック重量比</p> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <p>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</p>
持ち出しフォルダー	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上) ※いずれもプラスチック重量比</p> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <p>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</p>
クローズ表紙	表紙芯材板紙に再生紙が配合されているもの
〔その他〕	
連射クリップ	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上) ※いずれもプラスチック重量比</p> <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <p>●古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上</p>

修正テープ	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上)</p> <p>※いずれもプラスチック重量比</p>
ステープラー	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上)</p> <p>※いずれもプラスチック重量比</p>
スタンプ台、朱肉	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <p>●再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上)</p> <p>※いずれもプラスチック重量比</p>
トナーカートリッジ	<p>●リサイクル品を使用</p> <p>●エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。</p>
植物性インキ	植物由来の油を使用
テープ印字機等用カセット	<p>●文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷消耗品が交換できることの表示</li> <li>▷5回以上繰り返し使用可能</li> <li>▷使用済み製品の回収システムの保有</li> <li>▷使用済み製品の部品の再資源化率 95%以上</li> </ul>
テープ印字機等用テープ	<p>●文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること</li> </ul>

(注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く)。

平成28年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 3日一部改正

平成30年 4月 2日一部改正

令和2年 4月 1日一部改正

令和4年 4月 1日一部改正

令和8年 4月 1日一部改正

### 3 文書保存箱

特定調達品目	判断基準	配慮事項
文書保存箱	古紙パルプ配合率 80%以上	

平成28年 4月 1日一部改正

### 4 機器類

特定調達品目	判断基準	配慮事項
机	<p>●主要材料ごとに定められた判断の基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。保守部品又は消耗品が製造終了後5年以上の要件については、主要材料の種類を問わず全品目に適用。</p> <p><u>1-1 大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 棚板の機能重量が0.1以下（棚板のあるもの）</li><li>● 単一素材分解可能率が90%以上</li><li>● リデュース、リサイクルに配慮された設計</li></ul> <p><u>1-2 大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち、棚板のないもの及びディスプレイスタンド</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 単一素材分解可能率が90%以上</li><li>● リデュース、リサイクルに配慮された設計</li></ul> <p><u>3. 主要材料がプラスチックのもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上又はバイオマスプラスチッ</li></ul>	修理及び部品交換が可能である等、長期間の使用が可能、もしくは分解が容易である等、部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
椅子		
棚		
収納用什器（棚を除く）		
掲示板		
黒板		
ホワイトボード		

	<p>クが 25%以上かつバイオベースポリマー含有率が 10%以上</p> <p>4. <u>主要材料が木材のもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐材、端材等の再生資源又は合法材</li> </ul> <p>※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m<sup>3</sup>h 以下</li> </ul> <p>5. <u>主要材料が紙のもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 古紙パルプ配合率 50%以上</li> <li>● バージンパルプの合法性の担保</li> </ul>	
--	--	--

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

## 5 OA機器

特定調達品目	判断基準	配慮事項
コピー機、ファクシミリ、プリンター及びその複合機	<p>国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。</p> <p>紙の使用量を削減できる機能が付いていること。(両面コピー/印刷機能、複数ページコピー/印刷機能)</p>	鉛、水銀、カドニウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（ポリプロモビフォニル、ポリプロモジフェニルエーテル）を極力含まないこと。
パソコン	<p>PCグリーンラベルの認定を受けていること。</p> <p>上記のラベル表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。</p>	<p>部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。</p> <p>再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。</p>

## 6 照明

### ◆配慮事項の共通取扱事項

製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準	配慮事項
蛍光灯照明器具	省電力型であること。	H f インバータ方式器具であること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
L E D照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省電力型であること。</li> <li>●特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</li> </ul>	分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

※蛍光管の項目は削除。

平成25年 4月15日一部改正

平成30年 4月 2日一部改正

平成31年 4月 1日一部改正

令和 8年4月1日一部改正

## 7 自動車

特定調達品目	判断基準	配慮事項
乗用車（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる自動車であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気自動車</li> <li>② ハイブリッド自動車</li> <li>③ プラグインハイブリッド自動車</li> <li>④ 燃料電池自動車</li> <li>⑤ 水素自動車</li> </ul> </li> <li>●ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。</li> </ul>	<p>部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p>

	●カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること（令和8年度まで経過措置適用）	
乗用車以外（※2）	次に掲げる自動車であること。 ① 乗用車の判断基準を満たす車両 ② 天然ガス自動車 ③ クリーンディーゼル自動車 ④ 一定の燃費性能を満たす車両 （※3）	部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。

※1 乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。ただし、用途に支障がある場合は、対象外とする。

※2 用途に支障がある場合は、対象外とする。

※3 平成27（2015）年度燃費基準値達成

平成27年 2月18日一部改正

平成30年 4月 2日一部改正

令和4年 4月 1日一部改正

令和8年 4月1日一部改正

## 8 制服・作業着・作業手袋・モップ・靴

特定調達品目	判断基準	配慮事項
制服	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂配合率が25%以上 （裏生地を除く） ※ポリエステルが裏生地を除く繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃
作業服		

	<p>は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <p>②再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有</p> <p>③故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上</p> <p>④植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有</p> <p>⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p>	<p>棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>備蓄用作業服 （制服・作業服のうち、特に災害時に作業者が着用することにより安全を確保する目的で備蓄する防護服を含む作業服として扱う。 なお、作業用途、機能、衛生面、法律的制約等によっては使い切りも想定。）</p>	<p>●使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	

作業手袋	<p>主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が製品全体重量比 50%以上</p> <p>②ポストコンシューマー材料からなる繊維が製品全体重量比 50%以上</p> <p>③未利用繊維が製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p>
モップ	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比 25%以上</p> <p>②製品使用後に回収・再使用のためのシステムがあること。</p>
靴	<p>甲部に使用されるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が甲材の繊維部分全体重量比 25%以上（ポリエステルの配合率が低い場合（甲材の繊維部分全体重量の 50%未満）の緩和措置あり）</p> <p>②故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比 10%以上</p>

	③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが甲材の繊維部分全体重量比 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上
--	---

平成 29 年 4 月 3 日一部改正

平成 30 年 4 月 2 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

## 9 寝装寝具

特定調達品目	判断基準	配慮事項
毛布	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>①再使用した詰物が 80%以上</p> <p>②再生 PET 樹脂配合率が 25%以上</p> <p>※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <p>③再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有</p> <p>④故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%</p>	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ふとん	<p>①ポリエステルを使用した製品については、次のいずれかを満たすこと</p> <p>ア. 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上</p> <p>※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <p>イ. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有</p> <p>ウ. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%</p>	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

	②再使用した詰物が 80%以上	
--	-----------------	--

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

## 1 0 納入印刷物

特定調達品目	判断基準	配慮事項
報告書類 [予算書・決算書等]	本文の古紙パルプ配合率 70%以上（本体に色上質紙を用いる場合は、古紙パルプを配合しているもの） かつ本文の白色度 70%程度以下	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
定期刊行物類 [広報・市議会だより等]	古紙パルプ配合率 70%以上（本体に色上質紙を用いる場合は、古紙パルプを配合しているもの） かつ白色度 70%程度以下	
パンフレット類 [パンフレット・ポスター・チラシ等]	古紙パルプ配合率 70%以上（本体に色上質紙を用いる場合は、古紙パルプを配合しているもの）  ただし、多色刷り及び写真使用の場合は古紙パルプ配合率 40%以上	
封筒	古紙パルプ配合率 40%以上（色つきの封筒については、古紙パルプを配合しているもの）	

(注) 1 印刷物は、原則バイオマスを含有したインキを使用する。

2 窓開き封筒については、窓開きの部分はグラシン紙を使用すること。

なお、印刷の際に「この封筒は窓部分を含めて再利用できますので、資源としてお出してください。」の語句を明記する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 9 日一部改正

平成 2 8 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

## 1 1 衛生用品

特定調達品目	判断基準	配慮事項
トイレットペーパー	古紙パルプ配合率 100%であること。 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 製品の長尺化及び狭幅化 定量的環境情報の算定・開示
ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率 100%であること。 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 定量的環境情報の算定・開示

平成28年 4月 1日一部改正

令和8年 4月 1日一部改正

## 12 ごみ袋等

特定調達品目	判断基準	配慮事項
プラスチック製ごみ袋	次のいずれかの要件を満たすこと ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上 ②植物を原料とするプラスチックがプラスチック重量の25%以上 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの	可能な限り軽量化が図られていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

令和3年 4月 1日一部改正